



サプライヤー
の行動規範

長月 2019

サプライヤーの行動規範

はじめに

スイスに本社を構え、家族経営を基盤とする Bühler は、グローバルに事業を展開するうえで、特に持続可能性（サステナビリティ）というテーマに力を入れて取り組んでいます。「より良い世界のためのイノベーション」は当社のビジョンであり、事業を通じて世界中の食糧問題および環境にやさしいモビリティに貢献しています。倫理的な責任や社会的な責任、あるいは環境に対して責任を担うことは、弊社の長期的な事業戦略の重要な一部を成すものです。Bühler では、全てのサプライヤーおよびサブサプライヤーの皆様に対し、国内外で適用されるあらゆる法令、並びに本『サプライヤーの行動規範』（以下「本規範」）に記載された要件を遵守することをお願いしています。本規範の要件は、OECD が策定する多国籍企業行動指針、国連の『Guiding Principles on Business and Human Rights』（ビジネスと人権に関する指導方針）、国際労働機関（ILO）の中核を成す各条約、国連グローバルコンパクトが掲げる原則など、国際的な基準を基に策定されています。

適用範囲

本規範は、Bühler のサプライヤー各社（親会社および子会社を含む）、サブサプライヤー各社、契約代理店各社に適用されます。

4つの柱

1. 人権

国際的に認知されている人権を尊重し、上記の関連する原則および基準を遵守してください。

強制労働

当社では、いかなる形態の強制労働も容認しません。ILO 条約第 29 号および第 105 号に則り、いかなる状況においても強制労働をはじめ、いかなる形態の奴隷制度や人身売買も、自らが実行すること、また、これら行為から利益を得ることは許されません。

児童労働

当社は、子供たちを搾取するいかなる行為も認めません。サプライヤーの皆様には、以下に記載された最低年齢に満たない児童に雇用機会を提供しないことが求められます。全ての子供たちを、経済的搾取や、危険と見なされる労働、教育上悪影響を与えたり、児童の健康や成長を害したりする労働から守らなくてはなりません。

ILO の条約第 138 号に則り、就労が認められる最低年齢は 15 歳とします。また、同条約の 2.4 項に指定されている国においては 14 歳とします。ただし、危険が伴う作業については、全ての国において就労最低年齢を 18 歳とします。

公正かつ平等な待遇

当社は、いかなる形態の不当な待遇も差別的な待遇も容認しません。ILO 条約第 111 号に則り、いかなる形態の差別もない職場の維持に努めるようお願いします。精神的、身体的、性的な嫌がらせや、言葉による暴力はいかなる形態においても容認されてはなりません。

結社と団体交渉の自由

ILO の条約第 87 号および第 98 号に則り、従業員には、労働組合を結成もしくはこれに加入する権利と、適用される法令に準拠した集団交渉の権利が認められなければなりません。

労働時間と休暇

労働時間は、適用される法令に準拠するものとします。時間外労働は必ず自発的に行われ、適用される強行規定に準拠した割増賃金が支払われるものとします。労働者には、現地で定められている強行規定に準拠した休暇が与えられなければなりません。

賃金と福利厚生

賃金、福利厚生および時間外手当は、少なくとも国内の法規や協定に準拠したレベル、またはそれ以上でなければなりません。祝日、有給休暇、病欠、出産/育児/家族休暇など、法律で義務付けられたあらゆる福利厚生を支給するものとし、懲戒的な給与の減額は一切認められません。

2. 健康と安全

職場における健康と安全に関して適用される全ての法令を遵守し、ILO の条約第 120 号および職業上の健康と安全に関する国際基準に則り、労働災害の防止に努めてください。

3. 環境保護と持続可能性

サプライヤーは環境保護に関するすべての適用法に従い、環境への影響を絶えず改善していることを示さなければならない。

環境上の許可と報告

サプライヤーは常に法律を遵守するよう、必要なすべての環境上の許可および登録の報告ガイドラインを取得し、最新のものに保ち、これに従わなければならない。

環境マネジメントシステム

サプライヤーは、環境への影響を特定・制御・緩和するために設計された、国際的に認められた環境マネジメントシステムを実施し、文書に記録しなければならない。

資源消費、汚染防止、廃棄物最小限化

サプライヤーはエネルギーおよび水も含めて天然資源の消費を最適化しなければならない。サプライヤーは、環境汚染を防止し、固体廃棄物の発生、廃水、大気排出、特に温室効果ガスの排出を最小限に抑えるための適切な措置を実施し、示さなければならない。排出または廃棄の前にサブ

ライヤーは廃水や固体廃棄物の特性を明らかにし、適用法および規制に従い、適切に処理しなければならない。

危険物質

サプライヤーは危険物質、化学薬品や物質を特定し、それらを安全に取り扱い、移動し、保管、リサイクル、再利用、そして廃棄されることを間違いなく行わなければならない。危険物質、化学薬品、物質に関係するすべての適用法および規制に厳密に従わなければならない。

4. 事業活動の健全性

あらゆる形態の汚職、贈収賄および違法取引を固く禁じます。適用される全ての法的要件を遵守してください。

同意、モニタリングおよびフォローアップ

サプライヤーの皆様には、本規範の内容に同意することが求められます。内容に変更を加えたり一部を無効とすることは認められません。また、サプライヤーの皆様には、本規範が実際に守られるよう管理を実施する責任が課されます。貴社の従業員およびサブサプライヤー各社に、本規範に記載された内容を責任をもって通知してください。本規範および適用される法令への違反行為が疑われる場合には、必ず以下まで報告してください：

complianceboard@buhlergroup.com

上記の要件を完全に満たしていることを十分に証明できる資料の提供をお願いしています。また、Bühler は、既存および新規のサプライヤー様において、本規範が守られているかどうかをモニタリングする権利を有するものとします。モニタリングは予告なしに、または独立した第三者によって行われる場合もあります。モニタリングの結果は、Bühler よりサプライヤー様に通知されます。本規範の内容が守られておらず、かつその論理的根拠が遅滞なく Bühler に示されなかった場合、もしくは同意された期間内には是正措置が取られなかった場合には、Bühler は独自の判断で即時に一切の取引関係を終了する権利を有し、その際、補償責任または履行責任は発生しないものとします。

同意

以下の署名にて、本規範の内容を理解し、これに同意し、その遵守に努めることを確認します。

会社名

氏名・役職

署名

社印

会社の事業登記/法定 ID/コード/番号

日付・場所
